問合せ先

役場住民課住民税係☎57

4

2

1

3

給与所得がある方のうち、大部分の方は年末調整で所得税および復興特別所得税が精算さ れることとなるため、確定申告をする必要はありません。 ただし、給与所得がある方でも確定申告をしなければならない場合や、確定申告をすると 源泉徴収された所得税および復興特別所得税が還付される場合があります。

#### 確定申告をしなければならない方とは

給与所得がある方のうち、次のような方は確定申告をしなければなりません。

- ①給与の収入金額が 2,000 万円を超える方
- ② 1 か所から給与の支払を受けている方で、給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、 給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ③2か所以上から給与の支払を受けている方で、給与の全部が源泉徴収の対象となる場合にお いて、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の所得金額との合 計額が20万円を超える方

#### 確定申告をすると所得税および復興特別所得税が還付される場合とは

給与所得者で確定申告の必要がない方でも、次のような方は確定申告をすると還付されることがあります。

- ①災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける場合
- ②病気やけがなどで支払った一定の医療費について医療費控除を受ける場合
- ③ふるさと納税などの寄附を行い、寄附金控除を受ける場合
- ④家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして、住宅借入金等特別控除を受ける場合

### 確定申告書は、自宅からスマホやパソコンで作成できます!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から申告書の作成・送信ができます。 マイナンバーカードを使用してマイナポータルと連携すれば、医療費やふるさと納税等の情 報を取得でき、申告書に自動入力することができます。

マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォンまたは IC カードリー ダライタをお持ちの方は、作成した申告書を「e-Tax」を利用して提出できます。

### 令和 4 年分確定申告の相談および申告書の受付期間について

令和4年分の確定申告の相談および申告書の受付は、令和5年2月16日(木)から同年3 月15日(水)までです。還付申告については、令和5年2月15日(水)以前でも提出できます。(税 務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、通常、税務署では相談および申告書の受付を行ってお りません)

~ 税に関する情報は国税庁ホームページへ https://www.nta.go.jp ~

### 公的年金等を受給されている方へ

以下のいずれにも該当する場合には、計算の結果、納税額がある場合でも、所得税および復 興特別所得税の確定申告は必要ありません。

- ●公的年金等の収入金額が 400 万円以下(複数から受給されている場合はその合計額)
- ●公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる
- ●公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下
- ・源泉徴収税額や予定納税額があり、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必
- ・公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が 20 万円以下で所得税および復興特別所得税の確 定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことは役 場住民課までお問合せください。

# 知 7 ボ ま す

問合せ先

572-217-勝池田税務署

お後

知期

せ

高

者

医

療

制

度

0

金天引

きについ

7

格 控 信請求書等保存方式) 伝除の方式として、イ 令和5年10月から消 制度開始時に、 から消費 ボ が ボイス発行事業者が開始されます。 令和5年3月 す。 登 **31** 

手続き

をお

願

15

たします

録を予定されている方は、お早ぬ日までに登録申請が必要となりまとなるためには、原則、令和5年 いたしますいる方は、 お早 めに申請

売手から交流

ら交付

を受

たインボイスを

税額控除の要件

原則、

必要があり

売手はイ

·業 者)

 $\mathcal{O}$ 

)登録申

必要で

です。

者(法 保存· 記

ンボ

ス

(適格請求書)

とは::

率や消費

事項が

売手が買手に対し、

された請求書や納品書等をいいますを伝えるための手段であり、一定の手が買手に対し、正確な適用税率

問合せ先

証

明軽

書自

の動

提車

示の

が重

則時

不に

要納

5

年

か

**☎**574-2213 役場住民課資産税係

令和4年6月以降に75歳になられた方や豊頃町へ転入された方などは、後期高齢者医療 保険料を納付書による現金払いや口座振替で納付されていましたが、令和5年度中に年金か らの天引きに自動的に変更になります。 ※「支払方法変更申出書」により、年金天引きを中止している方は除きます。

### 年金からの天引きに変更になる時期の目安

75歳になってはじめての

4月の年金からの天引きに変更 6月の年金からの天引きに変更

12月2日に75歳になった方 2月2日に75歳になった方

8月の年金からの天引きに変更

2月3日~ 5月31日に75歳になった方

10月の年金からの天引きに変更

## 年金からの天引きの対象となる方

6月1日~ 10月2日に75歳になった方

ます

O

で、

ご確認くださ

ような場合には納税証

明書が必

一要とな

にな でき

て

、ます

つま

※納付書の

端

が

納

これまでは、

で納

ら納税

※輪証れ

軽の小書場

10月3日~

12月3日~

示が原則不要となり

ます

ただ

次

令和5年

月

より、

納税証

朝

書の ました

提

支払

い完了

時

点で

/納税証明 右

納税証明書が

必要となる場

場い合

一輪の

型自動車のみの合には、7月中

の送付となり、 今に豊頃町か

は

反

映さ

れ

輪、

輪は

n

ませ

 $\mathcal{O}$ まし 中

ます。 後 検査

(車検)

 $\mathcal{O}$ 

際に、

軽は

自軽

動車

るべ納

く領収日

金融機関で

でお支払る窓口払

いい合

に に くださ くださ な

Ŏ

他の注意事項

車

O割総続

でありました。

または支所、

納税証明書を提示する必要が

始され

ます

Ō

(ケイジェン

クス)」

が

全国

斉に運用開

 $\mathcal{O}$ 

軽自

|動車税に

未納

が

あ 後

オンラインで確認 一両ごとの納付情報

できる

輕 J

N K S

の市

町

に引

つ

越

た直

を軽自動車

和5年

月

から、

軽

自

動車

平検査協会

**デ** 

タ

反映

八まで

定期間必要

の購入直後

- ・年金受給額が年額 18 万円以上の方(豊頃町介護保険料が年金から引かれている方)
- ・介護保険料と後期高齢者保険料の合算額が年金受給額(老齢基礎)の2分の1を超えない方

### 年金天引きから口座振替に変更する場合

- ●保険料を年金天引きではなく、口座振替での支払いを希望される方は「支払方法変更 申出書」の手続きが必要です。
- ●手続きは随時受付けしていますが、年金天引きを停止して口座振替に切り替わるのに 2~4か月かかる場合があります。希望される方は早めに手続きをしてください。(例: 4月年金天引き停止は1月末までに手続きが必要)

#### 【手続きに必要なもの:預貯金通帳、通帳の届出印】

※国民健康保険税を口座振替納付していても引継がれません。 改めて、「後期高齢者医療保険料」の口座振替の手続きが必要です。

#### 問合せ先

☎574-2214 從場福祉課保険係 役場福祉課保険係 で場福祉課保険係